



# 健康保険任意継続被保険者 資格取得申請書

退職(資格喪失)時の健康保険証 記号-番号		—		資格喪失日	R 年 月 日 <small>退職日の翌日を記入</small>
被保険者	フリガナ			生年月日	S・H 年 月 日
	氏名				
	住所 <small>退職後の住所を記入</small>	〒 _____ 電話: _____ 携帯電話: _____ ※退職後に転居する場合 転居予定日: 年 月 日			
退職(資格喪失)時に在籍していた会社名称				資格喪失時標準報酬月額	不明の場合記入不要 千円
「給付金」振込先口座 <small>(保険料の自動引き落とし口座ではありません)</small>		銀行・信託銀行 信用金庫・信用組合		支店	
		普通預金・当座預金		口座番号	
保険料納付方法 <small>(希望する欄に○) ※振込手数料は自己負担 ※加入後の変更は不可</small>		一括払い		半年払い	
		割引あり		毎月払い	
被扶養者	フリガナ	性別	続柄	生年月日	
	氏名			S・H・R 年 月 日	
				S・H・R 年 月 日	
				S・H・R 年 月 日	
				S・H・R 年 月 日	
注意事項の確認と署名	<p>①保険料納付方法 保険料は口座引き落としではありません。 後日お渡しする納付書をご確認の上、各納付書に記載の納付期限までに金融機関にてお振込み下さい。 納付期限を1日でも経過すると、被保険者資格を失い(喪失)、復活することはできません。 くれぐれもご注意下さい。 ※納付書送付時に添付する案内文も必ずご確認ください。</p> <p>②旧保険証の返納 退職日の翌日以降は「旧被保険者証」を使用できませんので、ACC宛にすみやかに返納して下さい。</p> <p>③再就職などで「他の健康保険 被保険者資格」を取得した場合 当健保組合の資格喪失、保険証の返納、保険料の還付手続きが必要です。 すみやかに当健保組合へご連絡下さい。</p> <p>④任意の申出によりやめる事が出来ます(R4.1.1～法改正により) 申し出が受理された日の翌月1日に資格を喪失する事になります。 保険証の返納、保険料の還付手続きが必要です。</p> <p>上記の内容を理解した上で、任意継続被保険者 資格取得申請を行います。</p>				
	令和 年 月 日 申請者氏名				

以下、健保記入欄

任継 記号-番号	180 —
資格取得年月日	年 月 日

常務理事	事務長	担当